



震災関連のお知らせ

医療機関を受診された被災者の方々へ

7月1日から医療機関の窓口での取り扱いが下記のように変わります。

1. 医療機関において、保険診療を受ける際には、窓口での保険証（被保険者証）の提示が必要になります。

現在、震災に伴い、被保険者証などを紛失したことなどにより、窓口で提示できなくても、氏名、生年月日などを申し出ることにより、保険診療を受けられる取り扱いとなっていますが、7月1日(金)からは、保険診療を受ける際には、被保険者証などの提示が必要になります（申請についてはご加入中の医療保険の保険者にお問い合わせください）。

2. 医療機関を受診した際に窓口負担が免除となるためには、一部負担金等の免除証明書の提示が必要となります。

現在、窓口で以下に該当することを申し出たことにより、窓口負担が免除されている方について、7月1日(金)からは、ご加入の医療保険の保険者が発行する一部負担金等の免除証明書の提示が必要となりますので、ご加入の医療保険の保険者にお問い合わせください。

- (1)災害救助法の適用地域（東京都を除く）や被災者生活再建支援法の適用地域の住民（地震の発生以後、他市町村へ転出した方を含む）であり、
(2)以下のいずれかに該当する方
①住家の全半壊、全半壊またはこれに準ずる被災をした方
②主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った方
③主たる生計維持者の行方が不明である方
④主たる生計維持者が業務を廃止・休止した方
⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方
⑥原発の事故に伴い、政府の避難指示、計画的避難区域および緊急時避難準備区域に関する指示の対象となっている方

※ただし、被災により免除証明書の交付が困難な一部の市町村の国保または後期高齢者医療制度の加入者については、当分の間、免除証明書は必要ありません。具体的な市町村名は下記のとおりです。

- 岩手県…宮古市、大船渡市、陸前高田市、大槌町、山田町
□宮城県…女川町、南三陸町
□福島県…田村市、南相馬市、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村

※原発の事故に伴い、政府の屋内退避指示の対象となっていた方の窓口負担の免除は、6月末日までに受けた診療等分までとなります。

◎ご加入の医療保険の保険者への保険証や免除証明書の申請を忘れずに。

◆保険年金課 ☎(☎042-460-9821)

東村山税務署からのお知らせ

◆東日本大震災により被害を受けられた方へ

大震災により被害を受けた方は、所得税の軽減・免除が受けられ、税務署で手続きを行うことで所得税が還付となる場合があります。そのほか、源泉所得税の徴収猶予や還付、廃車となった自動車の自動車重量税の還付などの特例があります。詳細は、最寄りの税務署にお問い合わせいただくか、国税庁HP（www.nta.go.jp）をご覧ください。

※地方税についても、住民税、固定資産税、自動車税などの特例があります。詳細は、お住まいの都道府県または市町村にお問い合わせください。

問東村山税務署（☎042-394-6811）

◆市民税課 ☎(☎042-460-9827)

◆あなたの「ふるさと寄附金」が被災地支援に！

被災地の自治体への寄附金、自治体を通じての被災者への義援金は「ふるさと寄附金」として住民税・所得税の控除が受けられます。日本赤十字社や中央共同募金会などへの義援金も「ふるさと寄附金」として控除が受けられます。

詳しくは総務省東日本大震災関連情報HP（http://www.soumu.go.jp）をご覧ください。

問東村山税務署（☎042-394-6811）

◆市民税課 ☎(☎042-460-9827)

節電になお一層のご協力をお願いします

夏に向かい、特に7月～9月の平日は冷房需要が増え、1日の中では午後2時ごろに家庭を含む全体の電力需要が最も大きくなります。1日を通じた節電を心がけつつ、特に日中（午前9時～午後8時）の節電をお願いします。

《節電対策ワンポイント》

- ①室温28℃を心がけましょう。⇒設定温度を2℃上げた場合、削減率10%
②すだれやカーテンの利用を。⇒削減率10%(エアコンの節電になります)
③日中は照明を消して、夜間でもできるだけ減らしましょう。⇒削減率5%
④無理のない範囲でエアコンを消して、扇風機の利用を。⇒削減率50%
⑤使わない家電はコンセントを抜きましょう⇒削減率2%

※削減率は在宅世帯の日中の平均的消費電力（午後2時：約1200W）に対する削減率の目安。小数点以下を切り捨て（資源エネルギー庁推計）

◆エアコンの控えすぎによる熱中症などに気をつけて無理のない節電を!!

問東京電力 多摩カスタマーセンター（☎0120-995-662）

お急ぎください!! アナログテレビ放送は7月24日に終了します!

◆「地デジ」でお困りの方は、地デジ臨時相談窓口にご相談ください。

ご自宅の地上デジタル放送受信について、具体的な準備はお済みですか? 何でも相談を受け付けます。

ご希望により、ご自宅へ訪問し対応方法についての提案や相談も受け付けます。また、地デジ電波に不安のある方々（グループ単位で受付）を対象に地域の希望する場所でUHFアンテナ受信のデモも受け付けます。

□地デジ臨時相談窓口

時①6月1日(水)～14日(火)

平日の午前9時～午後1時

②6月15日(水)～8月26日(金)

平日の午前8時30分～午後5時

場田無庁舎2階、保谷庁舎1階

□地デジ休日臨時相談窓口

時7月の土・日曜日、祝日

午前8時30分～午後5時

場田無庁舎1階、保谷庁舎1階

問総務省東京都西テレビ受信者支援センター

(☎042-716-2525) 平日午前9時～午後9時、

土・日曜日、祝日午前9時～午後6時



◆総務省による地デジ移行に向けた支援・助成

□簡易なチューナーの無償給付支援について

まだ地上デジタル放送に対応できていない世帯で、

①生活保護世帯などの公的扶助を受給している世帯

②障害者がいる世帯で、かつ世帯全員が市・都民税非課税の措置を受けている世帯

③社会福祉施設に入居されている世帯

④平成23年3月11日以降に災害救助法が適用された区域内で、半壊、半壊または床上浸水以上の程度の被害を受けた世帯または避難の勧告、指示または退去命令を継続して1か月以上受けている世帯のいずれかに該当し、NHK受信料が全額免除となっている世帯

⑤世帯全員が平成21年分以降の所得にかかる市・都民税非課税の措置を受けている世帯

□支援内容 簡易なチューナー1台を無償給付(①から④のいずれかに該当する場合は、必要により簡易チューナーの訪問設置、アンテナ改修等も無料で実施)。

問申請方法など詳細は、総務省地デジチューナー支援実施センターへお問い合わせください。

NHK受信料全額免除世帯 (☎0570-033840)

市・都民税非課税世帯 (☎0570-023724)

平日午前9時～午後9時、土・日曜日、祝日午前9

時～午後6時

◆ビル陰などによる受信障害対策用の共聴施設やアパート・マンションなどの集合住宅の共聴施設のデジタル化改修などに係る助成

受信障害対策共聴施設、集合住宅共聴施設の管理者（共聴組合を含みます）で、①受信障害対策共聴施設デジタル化改修、新設またはケーブルテレビへの移行 ②集合住宅共聴施設のデジタル化改修またはケーブルテレビへの移行において、地上デジタル放送の視聴に不可欠な施設の設置、改修または移行などに要する総経費に対して、最大で2分の1の額（①の共聴施設新設の場合は最大で3分の2の額）を助成。

※②集合住宅共聴施設については、世帯当たりの負担が3万5,000円を超える場合に限ります。

問申請方法など詳細は、総務省テレビ受信者支援センター助成金相談窓口へお問い合わせください。

(☎0570-093-724)

平日午前9時～午後6時

◆企画政策課 ☎

(☎042-460-9800)



声の広報をお届けしています

知り合いで希望される方がいましたら
谷戸図書館（☎042-421-4545）へお問い合わせください



携帯電話から右のバーコード(QRコード)を読み取ると、市の携帯電話サイトへアクセスできます

